

証券コード 7878
2022年4月4日

株主各位

山梨県甲斐市竜地3049番地
株式会社光彩
代表取締役社長 深沢栄二

第55回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55回定期株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいまして、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご捺印の上ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具 記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年4月22日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 山梨県甲斐市竜地3049番地 当社5階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第55期（自2021年2月1日至2022年1月31日）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 議案の概要は、
(31頁から37頁) | 後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」
に記載のとおりであります。 |

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kohsai-qq.co.jp>）に掲載させていただきます。

提供書面

第55期事業報告

(自 2021年2月1日)
(至 2022年1月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 経営成績に関する分析

当事業年度（2021年2月1日から2022年1月31日まで）における我が国経済は、新型コロナウィルス感染症の影響を大きく受けたこととなりました。新型コロナウィルス感染症の拡大により夏場には緊急事態宣言が発出されましたが、ワクチン接種の普及や秋以降の緊急事態宣言等の解除により個人消費は緩やかな回復基調が見られたものの、オミクロン変異株の急速な感染拡大により先行きの不透明感が強まっています。

当社が属するジュエリー業界におきましては、販売店舗・催事販売などが再開し、回復傾向にあるものの、イベント開催の動員数縮小や消費行動の自粛傾向により、市場環境は依然厳しい状況が続いております。

この様な状況の下、当社は、新型コロナウィルスの感染拡大防止に努めながら、業績拡大の為の各種施策を実施してまいりました。ジュエリー事業においては、当社の強みである鍛造技術を活かしたブライダル商品の販売拡大、ジュエリーパーツ事業においては、前期の販売減の反動で受注が増えたことに加え海外向けが増えた結果、新型コロナウィルス感染拡大前の前々期を上回る売上高となりました。また、回収が見込めないことが確定した貸倒引当金を取り崩し法人税等調整額(益)を計上いたしました。

以上のような事業活動の結果、当事業年度の業績は、売上高2,989百万円（前事業年度比+41.3%）、営業利益13百万円（前期は営業利益1百万円）、経常利益17百万円（同▲57.7%）、当期純利益は30百万円（同+22.7%）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資は、本社工場の製造設備等を中心として、総額91百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、運転資金への充当を目的として、取引金融機関より短期借入金として11百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第52期 2019年1月期	第53期 2020年1月期	第54期 2021年1月期	第55期(当事業年度) 2022年1月期
売上高(百万円)	2,356	2,733	2,116	2,989
経常利益(百万円)	101	106	42	17
当期純利益(百万円)	86	87	24	30
1株当たり純利益(円) 当期純利益	230.38	235.05	65.46	80.30
総資産(百万円)	1,859	2,083	2,390	2,456
純資産(百万円)	1,185	1,258	1,263	1,280
1株当たり純資産額(円)	3,167.60	3,362.88	3,377.52	3,420.97

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。また1株当たり純資産額は期末発行済株式数より自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は㈱エスティオであり、同社は当社の株式203,700株（議決権比率54.43%）を保有しております。当社が窓口となり、当社従業員への保険業務を行っております。

取引条件につきましては、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正且つ適正に決定しております。

これらの取引は、取締役会等が当社の社内規定に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

グローバル経済環境下における市場構造の変化や競争激化によるビジネス上の課題に加え、環境問題や高齢化社会の進行等の社会的課題も年々増大している中、一昨年発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、あらゆる場面において、従来の行動様式・価値観等の変化をもたらしつつあります。

当社は、技術とテクノロジーを融合し、サステイナブルな製品づくりを通じて付加価値を高めることにより、「世界のデファクトスタンダード」となるジュエリーパーツとジュエリーの供給実現を目指してまいりましたが、上記のような状況においても、目指す姿を変えることなく、事業を推進してゆきたいと考えております。

当社は、ジュエリーパーツについては国内で50%、特にイヤリングの金具については70%のシェアを獲得し、ジュエリーについてはプライダル関連で主に用いられる鍛造技術に特化することで、顧客のニーズ・期待に応える製品づくりを行ってまいりました。

当社の製品づくりのベースには、職人の持つ技術に最先端の機械加工を掛け合わせることで確立した当社独自技術がありますが、これは絶え間なく実施してきた研究開発と設備投資の蓄積と考えております。今後も更なる事業拡大のために、研究開発と設備投資を実施しながら、安定した品質・量・コストの商品を提供し続けるとともに、生産性向上による製造原価の低減を図ってまいります。

また、当社が事業を営む上で、当社製品を身につけるユーザー様、当社の取引先様、従業員、私たちの子孫、そして地球環境にとって、フェアなものづくりをすることを大切にし、人と地球環境の両方に優しく、負荷が偏重することのない事業の推進に取り組んでおります。

その一例として、ユーザー様、取引先様にとって使いやすく、強度がある製品を供給するのはもちろんのこと、新たな素材を用いて金属アレルギーが発生しにくく、発がん性物質及びそれらを構成する主要元素を徹底排除したジュエリーの製作。従業員に対しては、時間効率と生産性の向上を実現するとともに、経営やSDGsを中心とした生涯教育の実施。そして、子孫や地球環境に対しては、J-クレジット制度への参加とそれに伴う省電力化を推進。さらには都市鉱山を主に活用した地金のリサイクルを計画し、その製品化に取り組んでおります。これらの取り組みを通じて、当社はサステイナブルなビジネスと経済、社会、さらには地球環境の創造を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年1月31日現在）

当社は、金・プラチナ・宝石等を主要な原材料とした、貴金属装身具の製造加工販売を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年1月31日現在）

名 称	所 在 地
本社・工場	山梨県甲斐市竜地3049番地

(7) 従業員の状況（2022年1月31日現在）

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	42名	2名(増)	37.0歳	6.2年
女 性	27名	1名(減)	29.1歳	3.7年
合 計	69名	1名(増)	33.8歳	5.2年

(注) 上記には臨時雇用者58名（男性22名、女性36名）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年1月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
(株)みずほ銀行	275,000
(株)山梨中央銀行	211,680
(株)三井住友銀行	90,000
(株)日本政策金融公庫	48,700
(株)商工組合中央金庫	47,750

2. 株式の状況（2022年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,584,000株
- ② 発行済株式の総数 396,000株
- ③ 株主数 888名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ ス テ イ オ	203,700株	54.43%
深 沢 栄 二	25,221	6.74
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	4,700	1.26
松 本 大 樹	4,300	1.15
林 泰 男	4,000	1.07
片 山 文 雄	4,000	1.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	3,900	1.04
丸 山 朝	3,300	0.88
榮 田 有 祐	3,000	0.80
さが美グループホールディングス 株 式 会 社	3,000	0.80

(注) 1. 当社は、自己株式を21,782株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年1月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	深沢 栄二	
取締役	加藤 雄一	
取締役(監査等委員)	鈴木 真	真法律会計事務所代表（弁護士）
取締役(監査等委員)	金井 公克	
取締役(監査等委員)	柴山 聰	

- (注) 1. 取締役加藤雄一氏、鈴木真氏、金井公克氏、柴山聰氏は社外取締役であります。
2. 取締役鈴木真氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役柴山聰氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役として有能な人材を迎えるよう、また、期待される役割を十分に發揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は非業務執行取締役全員と責任限定契約を締結しております。当該定款における損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約による被保険者が負担することになる株主代表訴訟と第三者が役員に対して起こす損害賠償請求の損害を填補することしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

す。

(5) 取締役の報酬等の決定方針

取締役の報酬等に関する決定方針の内容の概要

取締役の報酬等の決定方針は取締役会で決定しております。

i. 取締役の報酬等の基本的考え方

当社の取締役の報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各取締役の職責や実績を踏まえたものとすることとしております。

ii. 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬等については、業務執行取締役の報酬等は固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については基本報酬のみとしています。

尚、業務執行取締役の種類別の報酬割合については、定めておりません。

iii. 業績連動報酬等の内容

該当事項はありません。

iv. 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長深沢栄二が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定です。これらの権限を委任した理由は、代表取締役が取締役個人が果たすべき役割を理解し適切な報酬額を判断できる立場にいるためです。

代表取締役は決定方針との整合性を含めた多角的な決定を行っているため、取締役会もその決定を尊重しており、その決定内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬は、定款または株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって定めることとしております。

(6) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	役員退職慰労引当金	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	58,500 (1,500)	49,200 (1,200)	8,000 (—)	1,300 (300)	2 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7,020 (7,020)	6,120 (6,120)	— (—)	900 (900)	3 (3)

(注) 2016年4月26日開催の第49回定時株主総会決議による報酬限度額(年額)は、取締役(監査等委員である取締役を除く)150,000千円以内(うち、社外取締役50,000千円以内)、監査等委員である取締役20,000千円以内であります。

なお、当該株主総会の決議時の取締役の員数は、取締役(監査等委員である取締役を除く)4名(うち、社内取締役2名)、監査等委員である取締役3名でした。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鈴木真氏は、真法律会計事務所の代表を兼任しておりますが、同事務所と当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	加藤 雄一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、長年の会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	鈴木 真	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、監査等委員会12回のうち全てに出席いたしました。適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	金井 公克	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席し、監査等委員会12回のうち全てに出席いたしました。適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	柴山 聰	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席し、監査等委員会12回のうち全てに出席いたしました。適宜必要な発言を行っております。

③ 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

取締役	加藤 雄一	長年の会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営全般に関する有益な助言を行っていただいています。
取締役 (監査等委員)	鈴木 真	弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を定義行っていただいています。
取締役 (監査等委員)	金井 公克	長年の会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営全般に関する有益な助言を行っていただいています。
取締役 (監査等委員)	柴山 聰	弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を定義行っていただいています。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 駿河セイコウ監査法人ナカチ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,600千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間、要員配置などを確認し、検討した結果、監査報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是以下のとおりであります。

なお、内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取り締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。コンプライアンスについては、職位に応じて適宜必要な研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、会社の経営の基本方針を当社の行動規範とともに、関連社内規程を整備し、全役職員に周知徹底させていきます。
- (2) 取締役及び使用者との秘密保持契約締結など、コンプライアンスへの対応を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関しては、関連社内規程を整備し、適切に管理、保存を行います。
- (2) 取締役及び監査等委員は、これらの情報を常時閲覧することができる体制を整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントの対象となるリスクの分類を行い、各リスクに関する社内規程の整備を行います。
- (2) 組織横断的なリスク状況の監視及び対応体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うこととします。
 - (2) 上記の他に、臨時取締役会及び社長と各部門の管理責任者で構成される会議に出席し、各部門における懸案事項について素早い意思決定が可能となっております。
5. 業務の適正を確保するための体制
 - (1) 経営方針及び各基本方針を周知徹底させ、業務の適正を確保する体制を構築します。
 - (2) 当社の取締役会及び社長と各部門の管理責任者で構成される会議において、会社の懸案事項について素早い意思決定を行い、稟議決裁など、適切な報告及び承認体制を整備しております。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人
現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりません。ただし、補助すべき内部監査は内部監査室が担当しております。内部監査室は取締役会及び監査等委員会への報告、連絡を緊密にしております。
7. 監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制
当社は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告を行います。
当社は、監査等委員会に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社に周知徹底するものとします。
なお、監査等委員会は、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士と相互に連携し監査を実施し、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しながら、安定した配当の継続を基本としたうえで、業績、財政状態、キャッシュ・フロー等を総合的に勘案して決定していくこととしております。

当事業年度の期末配当につきましては、前期と同じく40円とさせていただきたく存じます。

(本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入して表示しております。)

貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	1,811,915	流动負債	1,077,975
現金及び預金	535,460	買掛金	331,993
受取手形	26,306	短期借入金	554,600
売掛金	354,517	1年以内返済予定期借入金	80,640
商品及び製品	173,383	リース債務	3,650
仕掛け品	641,264	未払金	75,684
原材料及び貯蔵品	50,439	未払費用	6,460
前払費用	8,348	未払法人税等	4,451
その他の	22,202	前受金	933
貸倒引当金	△7	預り金	19,343
固定資産	644,667	その他の	218
有形固定資産	424,423	固定負債	98,417
建物	169,467	長期借入金	37,890
構築物	2,030	リース債務	5,431
機械及び装置	81,875	退職給付引当金	23,113
工具、器具及び備品	18,994	役員退職慰労引当金	31,983
土地	143,598	負債合計	1,176,393
リース資産	8,456	純資産の部	
無形固定資産	31,875	株主資本	1,277,140
ソフトウエア	16,438	資本金	602,150
ソフトウエア仮勘定	13,447	資本剰余金	509,290
電話加入権	1,723	資本準備金	409,290
その他の	266	その他資本剰余金	100,000
投資その他の資産	188,367	利益剰余金	196,919
投資有価証券	34,506	利益準備金	9,918
投資不動産	26,094	その他利益剰余金	187,001
差入保証金	681	別途積立金	5,000
保険積立金	100,305	繰越利益剰余金	182,001
繰延税金資産	25,680	自己株式	△31,218
その他の	1,100	評価・換算差額等	3,048
資産合計	2,456,583	その他有価証券評価差額金	3,048
		純資産合計	1,280,189
		負債・純資産合計	2,456,583

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(自 2021年2月1日)
(至 2022年1月31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,989,984
売 上 原 価	2,558,339
売 上 総 利 益	431,645
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	418,451
営 業 利 益	13,193
営 業 外 収 益	
受 取 配 当 金	598
受 取 地 代 家 賃	1,748
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1
為 替 差 益	4,587
そ の 他	4,675
	11,611
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,518
不 動 产 賃 貸 原 価	227
そ の 他	2,207
	6,953
経 常 利 益	17,851
特 別 利 益	
投 資 不 動 产 売 却 益	2,014
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	19,866
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,267
法 人 税 等 調 整 額	△13,450
法 人 税 等 合 計	△10,183
当 期 純 利 益	30,049

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年2月1日)
(至 2022年1月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本									
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
2021年2月1日 残高	602,150	409,290	100,000	509,290	9,918	5,000	166,920	181,839	△31,194	1,262,084
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△14,969	△14,969		△14,969
当期純利益							30,049	30,049		30,049
自己株式の取得									△24	△24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	15,080	15,080	△24	15,055
2022年1月31日 残高	602,150	409,290	100,000	509,290	9,918	5,000	182,001	196,919	△31,218	1,277,140

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年2月1日 残高		1,877	1,877	1,263,962
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△14,969
当期純利益				30,049
自己株式の取得				△24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		1,171	1,171	1,171
事業年度中の変動額合計		1,171	1,171	16,227
2022年1月31日 残高		3,048	3,048	1,280,189

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①評価基準

原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

②評価方法

商品	移動平均法
製品	総平均法
原材料	総平均法
地金	総平均法
その他	総平均法
仕掛品	総平均法
貯蔵品	総平均法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以後取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（但し、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

投資不動産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金	退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

- (5) 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

①当事業年度の計算書類に計上した金額 25,680千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の見積りに当たっては、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上しております。将来課税所得の発生時期及び発生金額の見積りは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や経済動向等、不確実性が含まれると判断しております。

将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期を予想することは困難でありますが、当社の業績に与える直接的な影響は軽微という仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

(2) たな卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 173,383千円

仕掛品 641,264千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

たな卸資産の評価額は、収益性の低下に基づく簿価の切り下げの方法により評価しており、正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、基準日より一定期間を経過した製品在庫については、帳簿価額を地金の評価額まで切り下げた価額をもって貸借対照表価額としています。

正味売却価額の見積りは市場環境の悪化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、たな卸資産の評価の見積りに影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,461,410千円
--------------------	-------------

(2) 投資不動産の減価償却累計額	2千円
-------------------	-----

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
-------------------------	--

①担保に供している資産

建物	20,188千円
土地	83,593千円
合計	103,781千円

②担保に係る債務

1年以内返済予定長期借入金	34,200千円
長期借入金	14,500千円
合計	48,700千円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務	
---------------------	--

関係会社に対する短期金銭債権	23千円
----------------	------

(5) 取締役に対する金銭債権・債務	
--------------------	--

短期金銭債務	144千円
--------	-------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

販売費及び一般管理費	5,020千円
営業取引以外の取引高	344千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	396,000株	—	—	396,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	21,772株	10	—	21,782株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年4月27日 定時株主総会	普通株式	14,969千円	40.0円	2021年 1月31日	2021年 4月28日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年4月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,968千円	40.0円	2022年 1月31日	2022年 4月25日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	49,177千円
棚卸資産評価損	10,324千円
貸倒引当金	2千円
退職給付引当金	6,957千円
役員退職慰労引当金	9,626千円
投資有価証券評価損	1,171千円
減損損失	85千円
未払賞与	4,537千円
その他	1,167千円
繰延税金資産小計	83,050千円
評価性引当額	△55,692千円
繰延税金資産合計	27,357千円

繰延税金負債

その他の有価証券評価差額金	△1,312千円
未収還付事業税	△364千円
繰延税金負債合計	△1,677千円
繰延税金資産の純額	25,680千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び買掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理を厳格化することによりリスクの低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価や発行会社の財務状況を把握し、検討を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該

価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	535,460	535,460	—
(2) 受取手形	26,306	26,306	—
(3) 売掛金	354,517		
貸倒引当金(※1)	△7		
	354,510	354,510	—
(4) 投資有価証券	10,596	10,596	—
資産計	926,874	926,874	—
(1) 買掛金	331,993	331,993	—
(2) 短期借入金	554,600	554,600	—
(3) 長期借入金(※2)	118,530	117,891	638
負債計	1,005,123	1,004,485	638

(※1) 受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年以内返済予定長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており

ます。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	23,910

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（4）投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	535,460	—	—	—
受取手形	26,306	—	—	—
売掛金	354,517	—	—	—
合計	916,284	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	80,640	37,890	—	—	—	—
合計	80,640	37,890	—	—	—	—

9. 貸貸等不動産に関する注記

当社では、山梨県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的とした賃貸用駐車場（土地）や賃貸用住宅等（土地を含む）を有しております。

2022年1月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は91千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度減少額	当事業年度末残高	
49,120	△23,026	26,094	35,047

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度減少額は、賃貸用住宅等（土地を含む）の売却時の帳簿価額（22,974千円）及び減価償却費（51千円）であります。
3. 当事業年度末の時価は、一定の評価額などに基づき、自社で算定した金額であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,420.97円

(2) 1株当たり当期純利益 80.30円

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

- (注) 各注記における記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。但し、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月25日

株式会社 光・彩
取締役会 御中

監査法人 ナカチ

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 藤代 孝久
業務執行社員
代表社員 公認会計士 家富 義則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光・彩の2021年2月1日から2022年1月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ナカチの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月28日

株式会社 光・彩 監査等委員会

監査等委員 鈴木 真 印

監査等委員 金井 公 克 印

監査等委員 柴山 聰 印

(注) 監査等委員鈴木真、金井公克及び柴山聰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

株式会社光・彩
代表取締役社長 深沢栄二

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当方針は、安定的な配当の継続を基本としたうえで、財務状況や業績並びに今後の事業展開等を勘案しながら総合的に判断決定していくこととしております。

第55期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当金40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は14,968,720円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年4月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条
ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	< 削除 >

<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなしつ供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）2名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
深沢 栄二 (1965年2月23日生)	1993年11月 当社入社 1996年2月 当社開発マネージャー 1997年4月 当社取締役就任 1998年2月 当社代表取締役副社長営業部 担当就任 1999年4月 当社代表取締役社長就任（現任）	21,782株
加藤 雄一 (1950年2月1日生)	1972年4月 株式会社加藤スプリング製作所 （現株式会社アドバネクス）入社 1981年10月 株式会社加藤スプリング製作所 総務部長、海外事業部長 1981年12月 株式会社加藤スプリング製作所 取締役就任 1983年10月 株式会社加藤スプリング製作所 常務取締役就任 1987年12月 株式会社加藤スプリング製作所 代表取締役社長就任 2005年4月 株式会社アドバネクス 代表取締役会長兼社長就任 2013年6月 株式会社アドバネクス 代表取締役会長就任 2015年4月 当社社外取締役就任（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 加藤雄一氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 加藤雄一氏の当社の社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 4. 加藤雄一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、長年にわたる会社経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を当社の経営に反映していただけたため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
 5. 当社は現任の社外取締役である取締役候補者の加藤雄一氏と会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、加藤雄一氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約による被保険者が負担することになる株主代表訴訟と第三者が役員に対して起こす損害賠償請求の損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、当該保険契約は、4月24日に更新予定であり、各候補者が取締役に就任した場合は、被保険者となる予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
すず 鈴木 まこと (1962年1月18日生)	<p>1984年4月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>1992年4月 弁護士登録 浅沼法律事務所入所</p> <p>1995年12月 真法律会計事務所開設 (代表弁護士／現任)</p> <p>2006年12月 公認会計士登録</p> <p>2007年10月 税理士登録</p> <p>2014年4月 当社社外取締役就任</p> <p>2016年4月 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現任） (重要な兼職の状況) 真法律会計事務所代表（弁護士）</p>	一株
かな い きみ かつ (1947年2月5日生)	<p>1970年10月 住友商事株式会社入社 肥料貿易部に所属</p> <p>1984年11月 米国住友商事ニューヨーク駐在 肥料部</p> <p>1991年12月 帰国 住友商事株式会社退社</p> <p>1992年1月 ウイルバーエリス株式会社入社 取締役営業部長就任</p> <p>1993年1月 ウイルバーエリス株式会社 代表取締役社長就任</p> <p>2013年6月 ウイルバーエリス株式会社 代表取締役社長退任</p> <p>2014年3月 ウイルバーエリス株式会社退社</p> <p>2015年4月 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現任）</p>	一株

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
しば やま 柴 山 聰 (1967年3月9日生)	1993年4月 弁護士登録 丸山公夫法律事務所入所（現任） 2016年4月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木真氏、金井公克氏、柴山聰氏は、社外取締役候補者であります。なお、柴山聰氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を提出しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定です。
3. 鈴木真氏、金井公克氏、柴山聰氏の当社の社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって鈴木真氏は8年、金井公克氏は7年、柴山聰氏は6年、監査等委員としての就任期間は、本総会終結の時をもって鈴木真氏は6年、金井公克氏は7年、柴山聰氏は6年となります。
4. 鈴木真氏、柴山聰氏は直接会社経営に携わった経験はありませんが、弁護士として豊富な経験からの専門的見地及び幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 金井公克氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる会社経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 当社は現任の社外取締役（監査等委員）である取締役候補者の鈴木真氏、金井公克氏、柴山聰氏と会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
なお、鈴木真氏、金井公克氏、柴山聰氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約による被保険者が負担することになる株主代表訴訟と第三者が役員に対して起こす損害賠償請求の損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、当該保険契約は、4月24日に更新予定であり、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、被保険者となる予定です。

以上

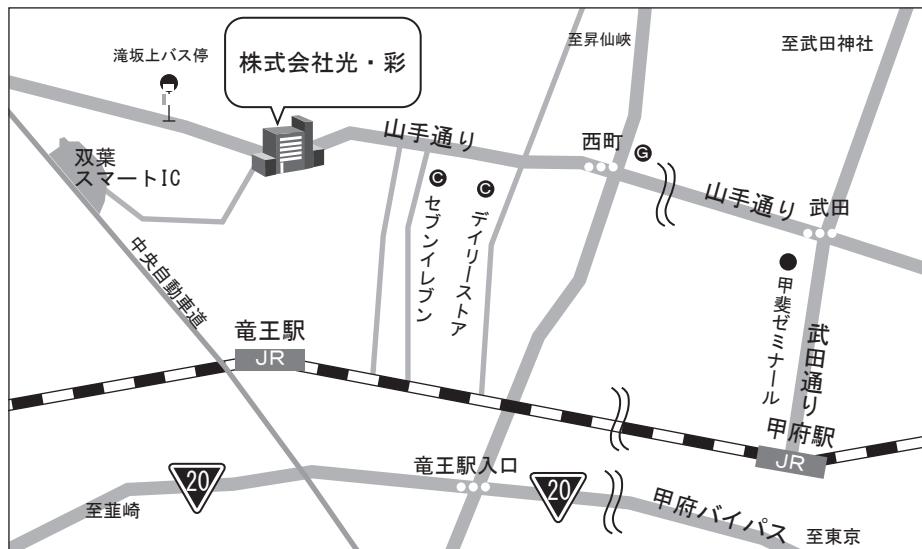
〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場 当社 5 階会議室

〒400-0194 山梨県甲斐市竜地3049番地

T E L 0551-28-4181



交通のご案内

- ・ J R 甲府駅（北口）より、タクシーで約15分
- ・ J R 竜王駅より、タクシーで約10分
- ・ 中央自動車道双葉スマートI.C. より、車で約 5 分